

整理番号：1-1

提言題名：高額療養費の申請書・請求書について

【提言の要旨】

国保年金課で、以前高額療養費の支給申請をした際、請求書の写しが欲しいと伝えたところ、無料で写しをくれた。ところが、今日、同様に写しをもらおうとしたところ、規則だからとコピー代の10円を請求された。説明を求めたところ、以前コピーを無料でした事は規則違反だとの説明だった。コピー代が惜しいわけではないが、明細が被保険者の手元にも残るようしてほしい。

また、国民健康保険高額療養費の申請書と請求書類の4枚つづりの様式の簡素化について、例えば申請書と請求書を1枚にまとめるなどすれば、現在4枚ある紙を3枚にすることができ、市の書類保管作業の効率化、経費削減にもなると思うので検討してほしい。

(男性 平成30年10月受付)

【回答の要旨】

国保年金課での対応に関して、課内で統一できていない点がございましたが、今後は統一した対応が行えるようにしてまいります。コピーについても規則違反ではございません。申請書等の写しの交付を希望される申し出があったときは、市民の方の利便性を考慮し、写しを交付するように、課内で統一を図ってまいります。

「高額療養費支給申請書」・「高額療養費請求書」の書式を見直しにより、書類2枚を1枚にまとめることについてですが、「高額療養費支給申請書」と「高額療養費請求書」につきましては、複数の医療機関等を受診された場合や院外処方薬局を利用された場合、同一世帯の方が複数人受診された場合など、申請書及び請求書の記載する行が多く必要となります。場合によっては欄が足らずに申請書だけで2枚以上ご提出いただいております。このようなことが多々あることから、申請書と請求書を1枚にまとめることは難しいと考えております。書類が4枚から3枚になり、控えができることは市民サービスとなり、経費削減になりますが、上記理由により難しい状況です。しかし、市民サービスの向上と経費削減を考えて検討してまいります。

(国保年金課 平成30年10月回答)